

# 土木施設除草業務について

## 1 対象工事

- ◇ 奈良県が発注する道路、河川等における除草工（小規模維持修繕工事は対象外）で設計金額1000万円未満のもの。

## 2 入札・契約手続き等

設計金額	発注区分
500万円以上 1000万円未満	一般競争／2者JV 土木事務所管内  (出資比率の最小限度30%以上)
500万円未満	指名競争／単独 土木事務所管内15者以上

- ◇ 最低制限価格制度を適用する。
- ◇ 予定価格及び最低制限価格は事前公表とする。

## 3 適用日

- ◇ 令和5年4月1日以降に公告又は指名通知を行う土木施設除草業務から適用